

## 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：食品衛生指導費

### 事業名 栄養成分表示対策費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 生活衛生課 食品安全対策係 電話番号：058-272-1111 (内 2564)

E-mail： [:c11222@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11222@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 2,030 千円 (前年度予算額：1,893 千円)

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,893	0	0	0	0	0	0	0	1,893
要求額	2,030	0	0	0	0	0	0	0	2,030
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

食品表示法の施行 (H27.4.1) により、消費者向けの加工食品等への栄養表示が義務化され、併せて事業者に対する行政処分や立入検査等権限が知事へ委任された。

経過措置期間 (H31.3.31) は終了しているが、食品表示監視や栄養成分分析等の検査 (抽出) の実施結果から、県内に流通する食品の表示が適正になされていないことが散見され、更なる食品表示法の適正化を図ることが必要である。

また、消費者が栄養成分を活用し自身の健康管理に役立てることができるよう支援する必要がある。

### (2) 事業内容

ア 栄養成分表示の普及、広報

- ・ 栄養成分表示の啓発用チラシの作成、配布

イ 栄養表示の監視・立入検査等の実施

- ・ 栄養成分の分析による表示内容の監視
- ・ 栄養表示等表示状況の確認 (栄養成分の分析、適正化等指導)

### (3) 県負担・補助率の考え方

食品表示法に基づき県へ委任を受けた新たな事務事業に要する費用であり、その事務費は県が負担することとなる。

### (4) 類似事業の有無

有（健康増進法に基づく指導、相談対応については、健康と食の情報発信推進事業において実施する。本予算では、消費者庁長官より新たに委任を受けた食品表示法の施行に関する事務を行う。）

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	408	栄養成分表示方法研修会報償費
旅費	311	業務旅費、費用弁償
消耗品費	238	事務消耗品
印刷製本費	276	食品表示啓発チラシ、栄養成分表示啓発資料等
燃料費	73	監視指導公用車燃料費
役務費	201	郵送料、電話代
委託料	523	栄養成分試買調査分析費、食品表示市場調査
合計	2,030	

## 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

第3次ヘルスプランぎふ21（食生活・栄養）  
第3次岐阜県食育推進基本計画  
岐阜県食品安全行動基本計画（第4期）

### (2) 国・他県の状況

消費者基本計画（表示の充実と信頼の確保）  
健康日本21（栄養・食生活等に関する生活習慣及び社会環境の改善）

### (3) 後年度の財政負担

食品表示法に基づき継続実施が必要である。

### (4) 事業主体及びその妥当性

食品表示法の施行に伴い、行政処分の権限は県知事に委任されたため、県が行うべき事業である。

# 事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

食品表示法に基づき、栄養成分が正しく表示され、かつ、それにより消費者が適切に食品を選択することができるよう、栄養・食生活の管理に活用し得る環境を整えます。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目 標	達成率
食品表示合同監視立 ち入り店舗数	(H )	392 (H29)	371 (H30)	546 (R1)	300 (R3)	182%
栄養成分表示講習会 <small>（消費者対象）</small> の実施回数	(H )	51回 (H29)	36回 (H30)	32回 (R1)	40回 (R3)	80%

### ○指標を設定することができない場合の理由

### （前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

（1）普及啓発

食品関連事業者への新表示移行調査 198 社  
 消費者への表示活用状況調査 1,207 人  
 食品関連事業者への周知（講習会） 122 回 14,177 人  
 消費者への周知（講習会） 32 回 1,275 人

（2）食品関連事業者等に対する検査

栄養成分分析調査 21 検体

### （前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

表示が義務化された栄養5成分のほか、表示が推奨される2成分、その他30成分が法に基づき適正に表示され、また、消費者が栄養に関する正しい知識を持ってこの表示をもとに食品を選択することができる。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い      △：必要性が低い</li> </ul>	
(評価) ○	食品表示法の適正な施行のため、食品関連事業者指導等の措置等権限は知事へ委任された自治事務ないし法定受託事務及びそれらの円滑な施行のため必要な事務事業である。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない</li> </ul>	
(評価) ○	食品関連事業者において、栄養成分表示が適正に表示される。また、消費者において、栄養成分表示を参考にする人が増加する。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている      △：向上の余地がある</li> </ul>	
(評価) ○	食品表示の関係法令担当課と連携を図り、食品関連事業者に対して、栄養成分表示のみならず食品表示の関係法令遵守の啓発を行っている。

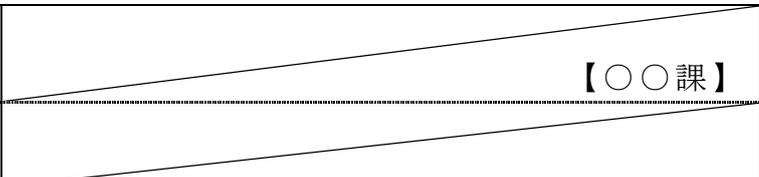
### (今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</li> </ul> <p>すべての対象食品関連事業者が、食品表示基準に則った正しい食品表示を行う必要がある。併せて、推奨表示や任意表示項目についても積極的に広報を行い、法の趣旨を踏まえて表示を推進することが有効である。</p>
---

### (次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</li> </ul> <p>食品表示の適正を確保するため、既存の会議や説明会を含め機会をとらえ引き続き義務化表示等を周知、広報する必要がある。</p> <p>日々の栄養・食生活の管理を行うために、県民に対し栄養成分表示の活用の仕方を積極的に発信していく必要がある。</p>
--

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や	【○○課】

期待する効果 など	
-----------	--